

# 金沢市 避難行動要支援者名簿

## 活用ガイドブック



令和2年3月

# 目次

## 第1部 基本編

1. ガイドブックの目的	1
2. 用語の定義	1
3. 自助 共助 公助の取組	3
4. 避難行動要支援者名簿とは	5

## 第2部 活用編

1. 避難行動要支援者支援の流れ	8
2. 防災避難支援マップの作成	9
3. 地域支援者の決定	11
4. 個別避難支援計画の作成	12
5. 防災訓練の実施	14
6. 災害時の避難支援の実施	16

## Q & A

.....	18
-------	----

## 参考資料

資料1 避難行動要支援者宅を訪問する際の案内例	20
資料2 個別避難支援計画作成にあたっての聞き取り例	21
資料3 個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳）	22
個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳）の記載例	24
資料4 警戒レベル別の避難情報	26

## 事例集

事例1 要配慮者を示した防災避難支援マップを作成	27
事例2 避難行動要支援者名簿を防災訓練に活用	28
他都市の事例1～4	28

# 第1部 基本編

## ① ガイドブックの目的

このガイドブックは、金沢市避難行動要支援者支援対策マニュアルのうち、第2章「平常時の避難支援対策」を補完するものであり、災害時に何らかの助けを必要とする高齢者や障害のある方等に対し、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ的確に行われる体制を構築するために作成したものです。

## ② 用語の定義

### 要配慮者とは

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、慢性疾患等がある方、外国人など配慮を要する方

### 避難行動要支援者とは

#### 高 齢 者

- 75歳以上の一人暮らしの方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方

#### 要介護認定者

- 介護保険における要介護認定3以上を受けている方

#### 障害のある方

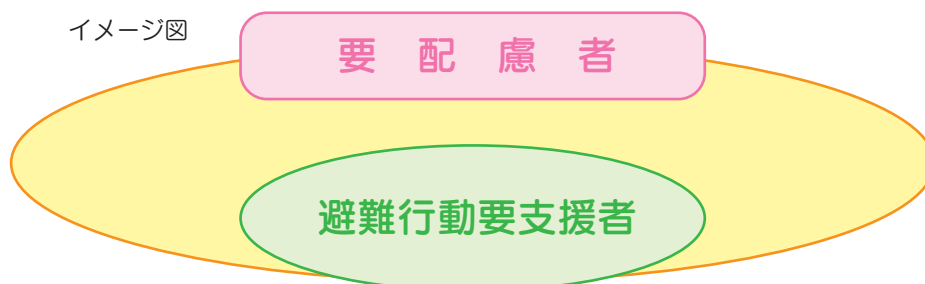
- 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1・2級の方
- 身体障害者手帳の下肢の障害が1～3級の方
- 療育手帳Aを所持する方

#### そ の 他

- 上記のほか、避難支援が必要な方（市へ申請が必要です。）



イメージ図



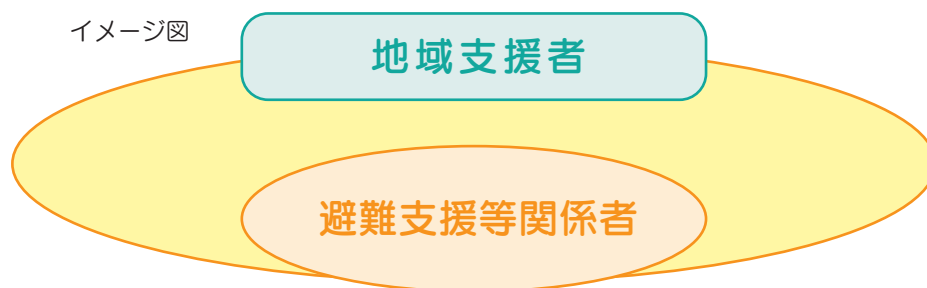
## 避難支援等関係者とは

自主防災組織（町会を含む）、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団

## 地域支援者とは

近隣の住民、家族、親族、まちぐるみ福祉活動推進員、介護事業者、避難支援等関係者など実際に避難行動要支援者の避難支援を行う者

イメージ図



## 避難支援等

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な行動

## 名簿情報

避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された情報

## 個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳）

緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した計画

### ③ 自助 共助 公助の取組

**自助**

市民一人ひとりの行動

身の回りの安全を確保して、最低限の水、食料、生活用品を準備するなどの自主行動です。

この3つの行動が、  
災害に対するもっとも重要な基盤です

**共助**

自主防災会など  
地域団体の行動

災害の発生に備え、集団避難の要領、連絡体制など助け合える基盤づくりです。(ご近所との日常的な交流を心がけてください。)

**公助**

金沢市をはじめ、  
国や県、消防、  
警察、自衛隊など  
公的機関の行動

人命救助、消火、医療などから、まちの復興・再建までの公的機関としての役割を果たすことです。

**自助** 一人ひとりが自分や家族の身を自ら守る行動

**共助** 地域による安否確認や避難誘導などの行動

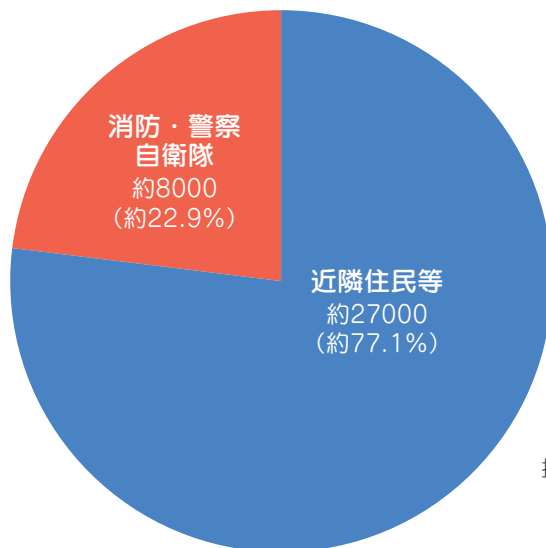
**公助** 金沢市をはじめ国、石川県、消防、警察、自衛隊などの公的機関による行動

特に、災害が発生した初動段階においては、「公助」による要配慮者の避難誘導には限界があり、「自助」、「共助」が機能するか否かによって被害状況を左右するともいわれています。「自助」、「共助」が機能するためには、「自らの地域は自ら守る」という連帯感に基づいた自主防災組織などによる支援体制の構築が重要であり、地域における様々な人と人とのつながりによって、平常時から災害を意識した支援対策を進めていく必要があります。

## トピックス①

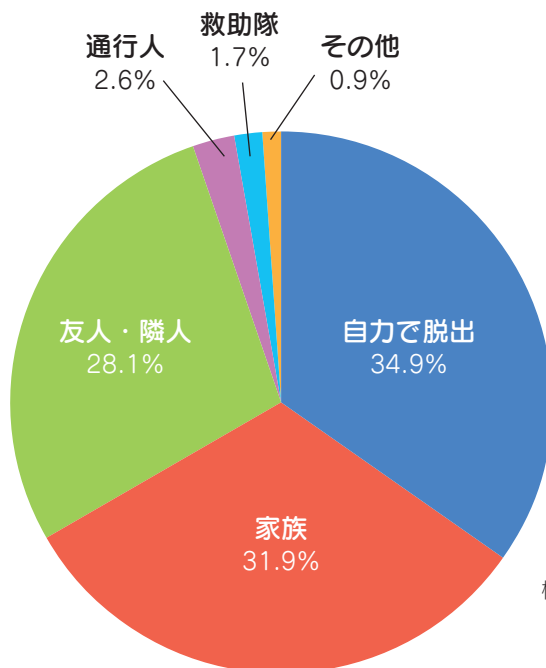
# 「阪神・淡路大震災」から

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

図表2 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



標本調査：(社)日本火災学会（1996）「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

## トピックス②

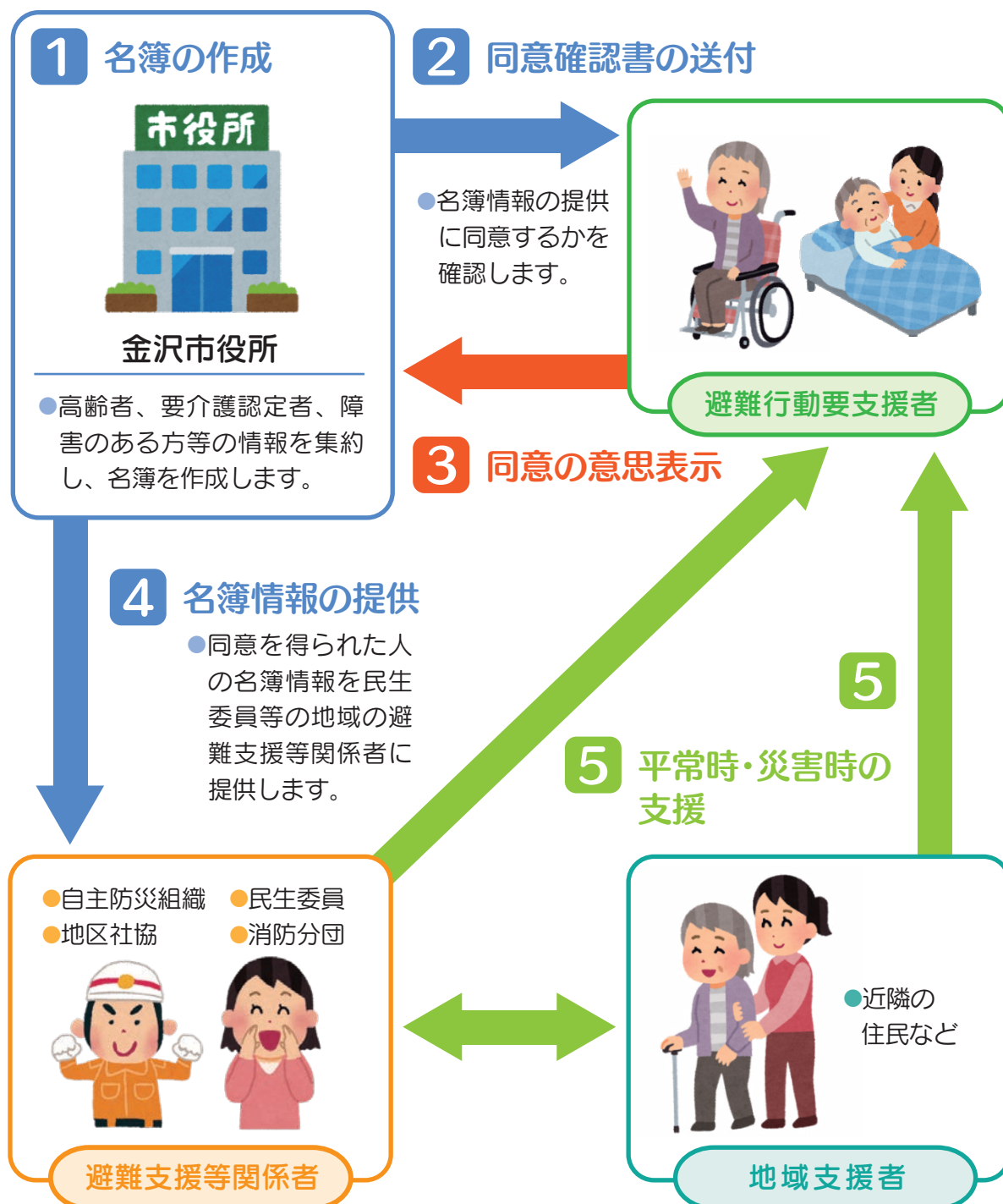
# 「東日本大震災」から

平成23年の東日本大震災の際には、15,000名を超える非常に多くの命が失われました。その中でも、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は約6割であり、また障害のある方の死亡率は、被災地住民全体の約2倍となるとの調査がなされています。

## ④ 避難行動要支援者名簿とは

在宅で生活している方のうち、災害時に避難支援が必要と思われる高齢者、要介護認定者、障害のある方などについて、作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者へ提供することに同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てられます。





## 平常時の取扱い

### (1) 金沢市の避難行動要支援者名簿の取扱い

#### ① 避難行動要支援者の情報の整理と共有

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の居住状況や生活状況などを把握し、これらの情報を迅速に活用できるよう整理するとともに、関係者間で情報を共有しておくことが重要です。

金沢市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者情報を収集し、避難行動要支援者名簿を整備します。さらに災害時の円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、平成31年3月に「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定しました。

#### ② 名簿情報提供の同意

金沢市は、避難行動要支援者に対して、自主防災組織、民生委員、消防分団などの避難支援等関係者への名簿情報提供の同意が得られるよう努めます。

市から同意を求められた場合において、不同意の意思が明示されなかったときは、条例の規定により、名簿情報の提供に同意されたものとみなします。(以下「みなし同意」という。)

#### ③ 名簿の提供

金沢市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報の提供に同意した者の名簿情報を、協定を締結した避難支援等関係者に提供します。また、避難支援等関係者に対し、原則として毎年1回名簿情報の更新を行います。

##### < 提供される情報 >

- 氏名
- 住所
- 性別
- 生年月日
- 電話番号
- FAX番号
- 小学校区
- 町会名
- 避難支援等を必要とする理由



## (2) 避難支援等関係者の名簿情報の適正管理

名簿提供を受けた避難支援等関係者は、市と締結した名簿情報の提供に関する協定に基づき、適正な情報管理に努めます。

- 避難支援等以外に使用しないでください。
- 避難支援等関係者以外にお渡ししないでください。
- できるだけ鍵のかかる場所で保管してください。

### 避難行動要支援者名簿の位置づけ

避難行動要支援者名簿は更新が年1回程度で、本人が同意した避難行動要支援者（「みなし同意」を含む）のみを登録していることから、地域で要配慮者情報を把握する一助と理解しておく必要があります。

避難行動要支援者名簿のイメージ図

住所	氏名	町会名	性別	生年月日	電話番号	FAX番号	避難支援等を必要な理由				備考
							高齢者	介護	障害	その他	
金沢市広坂1-1-1	長寿 一郎	広坂会	男	S5.1.1	220-2288	260-7192	※	※			
金沢市広坂2-1-1 広坂マンション101号	広坂 花子	坂友会	女	S20.11.15	220-2289			※			

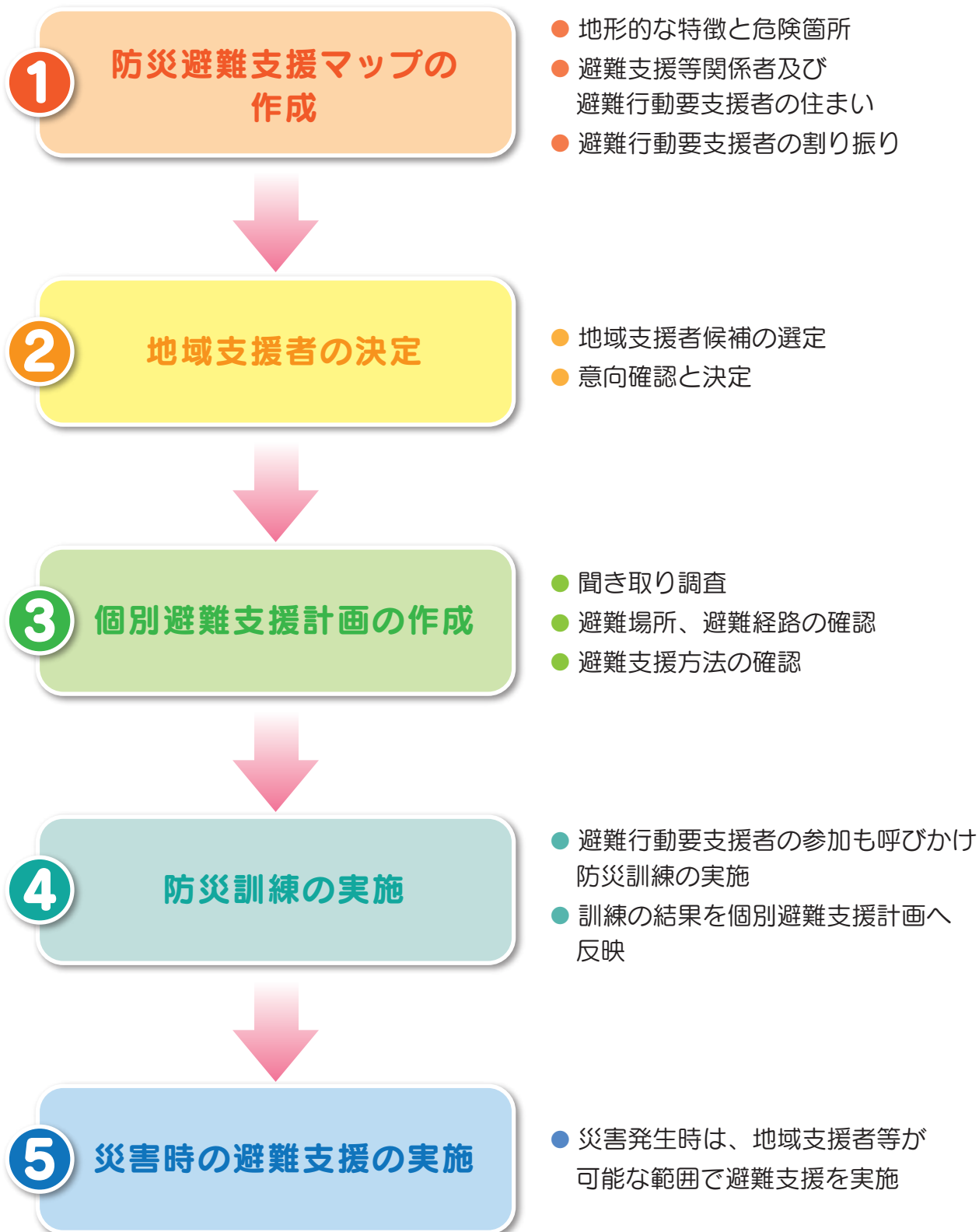
## 災害発生時の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対して、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供します。

なお、避難行動要支援者名簿が配備されている団体・個人は、不在時に急に名簿の確認が必要になった場合の取扱いについても取り決めておく必要があります。

## 第2部 活用編

### ① 避難行動要支援者支援の流れ



## ② 防災避難支援マップの作成

避難支援等関係者が参加し、町会単位などで(1)～(3)の作業を行います。

### (1) 地域の確認

より確実に避難誘導を行うため、地域の危険箇所や安全な避難経路を把握しておくことが不可欠です。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を用いた防災避難支援マップの作成を通じて、以下の情報を集約し、整理します。

#### ①地形的な特徴と危険箇所

- ハザードマップを参考に、浸水や土砂災害等のおそれがある区域
- 町会等で定めた一時避難場所（公園、空き地など）
- 指定避難所や災害種別ごとの指定避難場所（公園・広場）

#### ②避難支援等関係者及び避難行動要支援者の住まい



## (2) 防災避難支援マップの作成

避難支援等関係者の中で話し合い、避難行動要支援者などの対象者を、支援区分別に色分けして表示します。

支援区分（例）

区分	色	対象者の目安
A	赤色	寝たきりなど自力での避難ができない方
B	黄色	杖などを利用することで自力避難できる方
C	青色	自力で避難ができる方



対象者とは

- 金沢市から提供を受けた避難行動要支援者名簿に登載されている方  
※上記名簿以外に、地域で把握した要配慮者について、適宜対象に加えてください。  
必要に応じて、市へ名簿登載の申請をお願いします。

## (3) 避難支援等関係者間での避難行動要支援者の割り振り

防災避難支援マップを基に、避難行動要支援者宅をどの避難支援等関係者が担当するかを割り振ります。

担当となった避難支援等関係者は、まずは地域支援者決定までの調整を行います。  
〔3 地域支援者の決定〕を参照

- マップづくりを通じて防災意識の向上が期待できるので、できるだけ多くの避難支援等関係者が参加するようにしましょう。  
(避難支援等関係者以外の方が参加する場合は、避難行動要支援者名簿を使用・閲覧せずに、参加者が把握している要配慮者を基にマップを作成します。)
- 市が作成しているハザードマップには、河川の氾濫による浸水が予想される区域、土砂災害警戒区域等が掲載されているので参考にしましょう。

### ③ 地域支援者の決定

#### (1) 地域支援者候補の選定

あらかじめ本人の意向がない場合を想定し、「近隣の方」、「まちぐるみ福祉活動推進員」、「班長」など、避難行動要支援者と家から近かったり、面識がある方から地域支援者の候補者となる了承を得ておきます。

また、ご家族が同居又は近居の場合は、事前に地域支援者について意向を聞いておくことも効果的です。

#### (2) 意向確認と決定

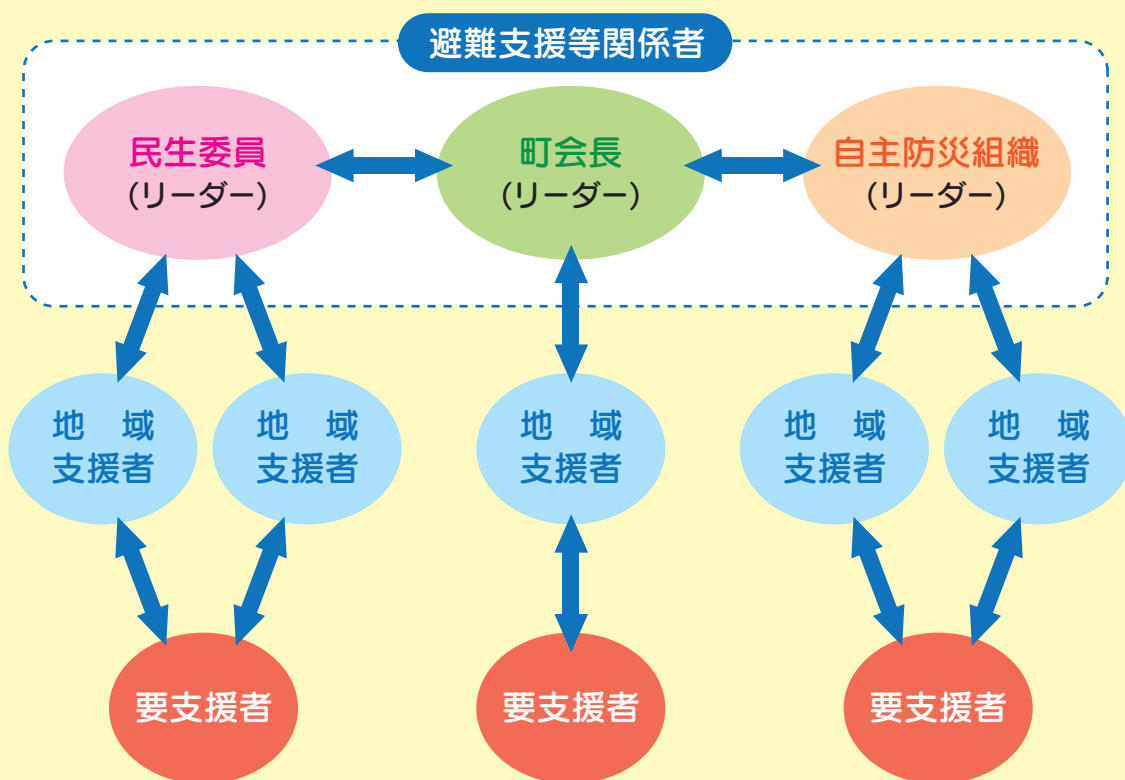
避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を訪問するなどし、地域支援者を誰にするかの意向を確認します。意向があった場合は、避難行動要支援者本人又は避難支援等関係者が連絡を取り、地域支援者となることについて了承を得ます。

特に意向がない場合は、事前に了承を得た候補者に決定します。

※地域支援者は災害時に不在だったり、地域支援者自身が被災することも想定されるため、複数の方が望ましい。

※地域支援者は避難支援等関係者と同様に、個人情報の適正な管理をお願いします。

#### < 避難行動要支援者の避難体制の構築イメージ（例） >



## ④ 個別避難支援計画の作成

避難支援等関係者が地域支援者と協力して、避難行動要支援者から聞き取りを行い、個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳を兼ねる）を作成します。

### （１）訪問の準備

- 事前案内の際に、資料1（20ページ）をご活用ください。
- ご家族が同居又は近居の場合は、訪問当日になるべくご家族にも同席していただけるように調整します。
- 資料2（21ページ）を参考に、聞き取り事項を整理します。
- 資料3（22、23ページ）を参考に、個別避難支援計画の様式を準備し、わかっている情報を記入しておきます。

### （２）聞き取り調査

避難行動要支援者宅を訪問し、どんな支援が必要か、資料2を参考に聞き取りを行います。

- 避難行動要支援者は、自力で避難できない、災害情報を入手できない、助けを呼ぶことができないなど、必要とする支援の内容が一人ひとり異なります。
- 「お手伝いできることはありますか？」などと声かけし、やさしく、わかりやすく、丁寧に、を心がけてください。

### （３）避難場所、避難経路の確認

- 避難行動要支援者宅から一時避難場所又は指定避難所までの経路を確認します。浸水等により危険と予想される箇所を避けます。
- 避難時の移動手段を想定し、道幅や起伏なども考慮します。

### （４）避難支援方法の確認

- 車いすなどを使った支援が必要か、身体を支えながら避難することが可能かなど、聞き取った内容に基づいて避難支援方法を確認します。



## 避難行動要支援者に伝えていただきたいこと

- 行政や自主防災組織等の支援を待つだけでなく、まずは自助による防災活動に努めること
- 避難行動要支援者名簿に登載されていても、地域支援者自身が被災したり、その他災害時の予期できない出来事によって、支援を受けられない場合があること
- 災害時、支援を受けられない状況での避難もあり得ること
- 災害時の避難支援には「日常からの地域交流」が大切であること

### (5) 個別避難支援計画の作成

訪問時に聞き取った内容を基に、避難支援等関係者が地域支援者と協力して、個別避難支援計画を作成します。

作成した内容について、避難行動要支援者の確認を受けます。

#### <個別避難支援計画の作成にあたって留意すべき点>

- 避難行動要支援者やその家族の意向を踏まえた支援を心がけること
- 地域の実情や地域支援者の状況に応じ、避難場所や避難経路を検討し、実行可能な支援内容とすること
- 名簿に登載されている方の中には自力で避難できる場合や家族などの支援体制が整っている場合など、必ずしも支援を必要としないこともあること

### (6) 個別避難支援計画の更新

- 日常的な交流の中で更新されていくと思いますが、年1回、ご本人と内容確認をお願いします。

### (7) 個別避難支援計画の共有

- 担当の地域支援者のほか、避難支援等関係者間で個別避難支援計画を共有します。(担当でない地域支援者が閲覧することのないよう、適正に管理してください。)

## 防災避難支援マップの更新

- 避難支援等関係者は、地域支援者をマップに追加します。



## ⑤ 防災訓練の実施

### (1) 訓練の準備

- 避難支援等関係者又は担当の地域支援者が、避難行動要支援者本人の参加を呼びかけます。(個別避難支援計画で事前に参加の意向を把握しておきます。)
- 訓練の案内等をわかりやすい内容で作成するほか、必要に応じて拡大文字や点字訳などを準備します。

### (2) 訓練の実施

情報伝達、避難支援等について実際に機能するかを点検します。

#### <訓練内容>

#### ① 避難準備情報等が発令された際の伝達 (次ページフロー(A))

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)などの情報を訓練放送や無線等を通じて入手します。
- 避難支援等関係者又は地域支援者から、避難行動要支援者等へ訪問や電話連絡を通じて伝達します。

#### ② 避難場所への避難誘導 (次ページフロー(B))

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、避難行動要支援者等を指定された集合場所や避難場所等まで誘導します。

#### ③ 発災直後を想定した安否確認 (次ページフロー(C))

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、避難場所における避難者の確認、避難行動要支援者等への訪問や電話連絡を通じて安否確認を行います。
- 安否確認の結果を訓練本部へ報告します。

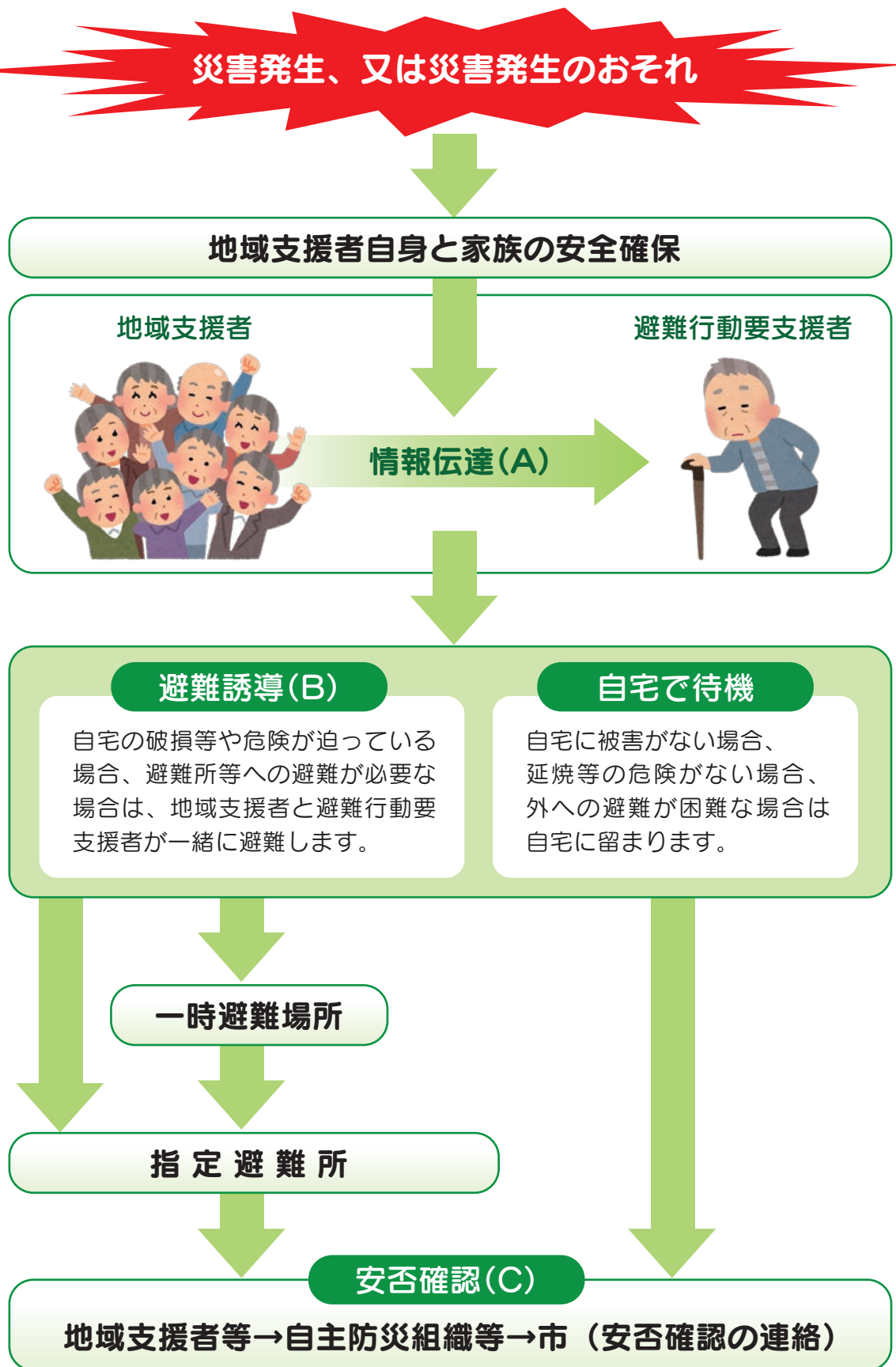
#### ④ 避難場所から避難所等への移送

- 避難支援等関係者又は地域支援者は、必要に応じて避難行動要支援者等を避難場所から避難所等まで移送します。

### (3) 訓練の振り返り

- 訓練参加を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害が発生したときに「何が必要なのか」日頃把握できない課題も発見できます。
- 訓練の結果から、個別避難支援計画を見直します。

## 災害時の取組フローと防災訓練の関係



※ここではあくまでも一般的な避難支援の手順を示しています。  
実際には、災害の種類、規模等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

## ⑥ 災害時の避難支援の実施

- 災害発生時は、まずは自分や家族の安全確保が第一です！  
そのうえで、避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導・安否確認等の避難支援や避難所での生活支援のために、名簿を活用しましょう。

### (1) 避難情報の伝達

- 地域支援者等は、避難情報を積極的に入手し、避難行動要支援者に対して避難準備についての情報伝達（避難行動要支援者の所在確認を含む。）を行います。
- 地域支援者等は、テレビ、ラジオのほか、市ホームページ、同報防災無線、広報車、金沢ぼうさいドットコム、かなざわ雨水情報、自主防災組織等を通じた連絡網等により避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの情報を積極的に入手します。

（例）「台風が近づいてきています。避難する準備をしましょう」

### (2)－1 避難が必要となった場合の避難誘導

- 地域支援者等は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告などの避難情報により避難する場合、その他避難が必要と判断した場合は、個別避難支援計画に基づき、避難誘導を行います。
- 人手が足りない場合は、無理をせず、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

（例）「計画していたように私が避難所まで車に乗せていきます」

### (2)－2 避難支援ができない場合の救助要請

- 倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、地域支援者等による支援が困難又は危険と判断される場合には、二次被害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関へ救助要請を行います。

### (3) 安否確認

- 災害時には、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団が地域支援者と連携・協力し、複数で安否確認を行います。
- 避難行動要支援者自らも安否確認の方法について、事前に地域支援者と話し合っておくなど、平常時から安否情報の発信方法や手段の準備を考えておくことが大切です。

(例) 「〇〇さんが来とらんよ！」

「電話したら家にいたので、屋内の安全な場所に避難するように呼び掛けます」

#### <避難誘導を円滑に行うためのポイント>

地域支援者が中心となって避難行動要支援者の避難にあたります。

日頃から避難行動要支援者の病状や障害特性に応じた避難誘導方法や移動手段、避難場所について、確認・検討をしておくことが大切です。

また、防災避難支援マップ等を活用し、避難行動要支援者の避難経路を検討しておくことも有効と考えられます。



**Q1 金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例ができたことで何が変わったのですか？**

これまで平常時においては、同意の意思表示があった方のみ名簿情報を避難支援等関係者へ提供していましたが、条例施行後は不同意の意思表示がない方の名簿情報も提供されます。（同意確認書の返信がない方などは提供されません。）

**Q2 名簿に登載してもらいたいが、どうしたらよいですか？**

市が定めた避難行動要支援者でなくとも、災害時の避難支援等が必要な方については、市に申請をいただくことで名簿登載は可能です。申請方法は市の担当課までお問い合わせください。

障害のある方は障害福祉課 電話番号：076-220-2289 FAX番号：076-232-0294

それ以外の方は地域長寿課 電話番号：076-220-2288 FAX番号：076-260-7192

**Q3 同意確認書の「同意しない」にチェックして市へ提出したが、「同意する」に変更できますか？（「同意する」から「同意しない」に変更できますか？）**

市へ連絡の上、再度同意確認書を提出いただければ変更できますので、担当課までお問い合わせください。

**Q4 家族と同居していても名簿登載はできますか？**

同居家族による支援が得られる方は、基本的には名簿登載は不要と考えられますが、日中は家族が不在で、避難支援等が必要な方などは、名簿に登載することも可能です。

**Q5 施設へ入居した場合はどうなりますか？**

施設に入居されている方や病院に3か月以上入院している方は、名簿登録の対象外となり、個別避難支援計画も作成されません。地域での情報共有にご協力をお願いします。

**Q6 名簿に登載された方は、災害時に必ず助けてもらえるのですか？**

災害時において支援を受けられる可能性は高まりますが、確実な支援をお約束できるものではありません。災害はいつ、どのような形で起こるのか予測は困難であり、避難情報の伝達や避難誘導等ができないことも考えられます。

この取組は、災害時に一人でも多くの命を助けるため、地域の皆様の善意に基づくものです。このことをあらかじめご了承くださいようお願いします。



## Q7 なぜ日頃からこのような情報共有を行うのですか？

災害時に迅速に対応するためには、避難支援を必要とされる方が、どこに、どのような状況でお住まいか、あらかじめ把握しておくことが重要になります。また、災害時に支援が必要となる方は、日常の生活においても助けを必要とされる場合もあることから、日頃から交流を心がけていただくことが大切です。

## Q8 なぜ地域に協力を求めるのですか？

災害発生初期や一定規模以上の災害が発生した場合には、公的支援が十分に行えないことが考えられます。「自助」はもちろんですが、隣近所が互いに助け合う「共助」の精神で対応することも大変重要なことです。地域の皆様による助け合い、協力が必要となります。

## Q9 地域支援者の役割は何ですか？

避難支援等関係者と協力して聞き取り調査及び個別避難支援計画の作成を行います。

また、可能な範囲で、日頃の声かけなどにより避難行動要支援者の生活に変化がないか、困りごとがないかなどの確認を行います。災害時には、災害情報の伝達やご近所に応援を呼び掛けながら避難支援や安否確認等を行うこととなります。

## Q10 地域支援者はどのように決定するのですか？

避難行動要支援者本人の希望に沿って地域支援者を選定し、地域支援者の了承を得ることが望ましいですが、選定できない場合は、避難支援等関係者は地域支援者選定の協力をお願いします。

例えば、「近隣の方」、「まちぐるみ福祉活動推進員」、「班長」など、避難行動要支援者と家から近かったり、面識がある方を想定しておくことが考えられます。

## Q11 避難支援等関係者や地域支援者になると、責任がかかるのではないですか？

避難支援を行う法的義務を負っていただくものではありません。災害時には、避難支援等関係者や地域支援者も被災されるなど、情報伝達や安否確認等の支援ができない場合も考えられます。このため、確実な支援をお約束していただくものでなく、可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行っていただくようお願いします。

< サンプル >

年 月 日

〇〇自主防災会

〇〇地区の避難行動要支援者の皆様へ

**避難行動要支援者の支援について、取組を始めます！**

金沢市では、「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指しているところです。

今年度は、〇〇地区でも、市の協力のもと、名簿に登載された避難行動要支援者が、災害時に迅速に支援を受けられる体制づくりとして、一人ひとりに合った個別避難支援計画の作成に着手します。

主な取組内容

◎ 月 旬 ~ 月 旬

町会長や民生委員等がご自宅にお伺いし、ご意向や災害時における避難状況などをお聞きします。

< 主な聞き取り内容 >

- 災害時の備え
- 避難支援の程度や方法  
声かけ・避難所までの同行・避難所までの介添え など  
支援者に配慮してほしいこと
- 家族や友人・知人等、ご近所で支援をお願いできる方
- 緊急時の連絡先

お聞きした情報は秘密保持を徹底し、災害時の支援や平常時の見守り活動以外に利用することはありません。



## 個別避難支援計画作成にあたっての聞き取り例

### 1. 個別避難支援計画の表面（1枚目）

- (1) お名前や連絡先などを確認させていただいてよろしいですか？  
氏名、住所、生年月日、電話、ファクス など
- (2) 緊急時のご家族等の連絡先をお聞きしてもよろしいですか？
- (3) ご近所にどなたか避難支援をお願いできる方はいますか？

### 2. 個別避難支援計画の裏面（2枚目） 特記事項

- (1) 災害時の移動の際、不安な点はありますか？
- (2) 普段から使用している用具はありますか？  
車いす・シルバーカー など
- (3) 日中お過ごしになる部屋はどちらですか（何階ですか）？
- (4) 寝室はどちらですか（何階ですか）？ 家具は固定していますか？
- (5) 日頃通院している、かかりつけ医はありますか？
- (6) デイサービスなど、決まって外出するご用事がありますか？  
日中や1週間の過ごし方などを聞き取り

### 3. 個別避難支援計画の裏面（2枚目） 避難場所、支援区分等

- (1) 町会等で決めている一時避難場所をご存じですか？
- (2) 地区（校下）の指定避難所をご存じですか？
- (3) 避難場所、避難所までの避難経路をご存じですか？
- (4) 災害時に支援は必要でしょうか（自ら避難できますか）？
- (5) どのような支援が必要でしょうか？  
声かけ・避難所までの同行・避難所までの介添え など
- (6) 非常持ち出し品や最低限の水・食料などは準備していますか？
- (7) 地域の避難訓練などに参加できますか（参加したことはありますか）？  
避難訓練の案内をしてもよろしいですか？
- (8) 本日の内容を、地域の避難支援に関わる方にお伝えしてもよろしいですか？



特 記 事 項	身体に関すること			
	家族構成・同居状況等			
	普段の生活に必要な用具や薬など (常時必要な医薬品等)			
	普段いる部屋 (階数)	浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ (金沢市水害ハザードマップを参考に○を記入)		
			5.0m～	2階の屋根以上が浸水
			3.0～5.0m	2階部分がつかる程度
	寝室(階数)		0.5～3.0m	1階軒下までつかる程度
			0～0.5m	おとなの膝までつかる程度
			該当なし	
	かかりつけ医	病院名など		連絡先
日中の外出先	通所先など(頻度)		連絡先(通所先、ケアマネジャーなど)	
避難予定の避難場所	(1)町会等で定めた一時避難場所 ( ) 行き方、移送方法等 ( ) (2)避難所 ( ) 行き方、移送方法等 ( )			
支援区分 (いずれかに○)	A 寝たきりなどで自力での避難ができない方 B 杖などを利用することで自力避難できる方 C 自力で避難ができる方 その他特記事項 [ ]			
非常持ち出し品や水・食糧などの準備	あり ( ) なし	防災訓練の参加希望	あり なし	

# 個別避難支援計画（避難行動要支援者台帳）

記載例

自主防災組織名（ ）  
 町会名（ ）  
 番号（ ）

（注意） この計画書は、避難行動要支援者本人との話し合いで作成するものであり、各項目の記載は避難行動要支援者本人、又はその家族の了承のもとに行います。全ての項目に記入しなければならないものではありませんので、決して強制での聞き取りを行うことがないようにしてください。

また、この計画書に記載されている情報は、災害発生時の生命等の安全を図るための地域支援に活用するものであり、それ以外の目的に使用したり、他に情報を流したりしないでください。

フリガナ	チョウジュ タロウ			○ 男 ・ 女
避難行動要支援者氏名	長寿 太郎			
住所	広坂1丁目1番1号 広坂マンション201号	生年 月日	大正 昭和 平成 令和	15年9月1日
固定電話	076-220-2288	FAX	076-260-7192	
携帯電話	090-00000-00000	メールアドレス	tikicyou@city.kanazawa.lg.jp	
世帯状況等	ひとり暮らし高齢者 ・ 寝たきり高齢者 ・ 高齢者のみ世帯 ・ 障害のある方 その他（ ）			
《緊急時の家族等の連絡先》				
氏名	○○ ○○	続柄	TEL 携帯 メール	
(住所: )				
氏名	○○ ○○	続柄	TEL 携帯 メール	
(住所: )				
【地域支援者】				
氏名	○○ ○○		TEL 携帯 メール	
(住所: )				
氏名	○○ ○○		TEL 携帯 メール	
(住所: )				
氏名	○○ ○○		TEL 携帯 メール	
(住所: )				
【担当する避難支援等関係者】				
区分 (民生委員、 町会長など)	フリガナ 氏名	(住所: )	TEL 携帯 メール	

特 記 事 項	身体に関すること	立つことや歩行ができない			
	家族構成・同居状況等	ひとり暮らし			
	普段の生活に必要な用具や薬など (常時必要な医薬品等)	車いすを使用しているため、洋式トイレが必要			
	普段いる部屋 (階数)	リビング(1階)	浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ (金沢市水害ハザードマップを参考に○を記入)		
			5.0m～	2階の屋根以上が浸水	
			3.0～5.0m	2階部分がつかる程度	
	寝室(階数)	1階	○	0～0.5m	おとなの膝までつかる程度
				0.5～3.0m	1階軒下までつかる程度
				該当なし	
	かかりつけ医	病院名など	連絡先		
□□□医院		076-0000-0000			
日中の外出先	通所先など(頻度)	連絡先(通所先、ケアマネジャーなど)			
	○○デイサービスセンター (週2日 火曜・金曜)	076-0000-0000 (△△ケアマネジャー)			
避難予定の避難場所	(1)町会等で定めた一時避難場所 (◇◇公園)				
	行き方、移送方法等 (車いすを使えば自力で移動可能)				
	(2)避難所 (◇◇小学校)				
	行き方、移送方法等 (地域支援者の車で移送)				
支援区分 (いずれかに○)	<input checked="" type="radio"/> A 寝たきりなどで自力での避難ができない方 <input type="radio"/> B 杖などを利用することで自力避難できる方 <input type="radio"/> C 自力で避難ができる方 その他特記事項 [ ]				
非常持ち出し品や水・食糧などの準備	<input checked="" type="radio"/> あり なし	水、食糧3日分	防災訓練の参加希望	<input checked="" type="radio"/> あり なし	

# 命を守る正しい避難行動!

## 発令される「避難情報」

警戒レベル	行動を促す情報 ⇒ 市民がとるべき行動
	<b>災害発生情報<sup>※1</sup> ⇒ 命を守る最善の行動を!</b>
	<b>避難指示(緊急)<sup>※2</sup> ⇒ 緊急に避難</b> <b>避難勧告 ⇒ 全員避難</b>
	<b>避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 高齢者、障害のある方等は避難(他の市民の方は準備)</b>
	<b>注意報<sup>※3</sup> ⇒ 避難行動を確認</b>
	<b>早期注意情報<sup>※3</sup> ⇒ 心構えを高める</b> <small>(警報級の可能性)</small>

- 警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫の場合に伝達します。(津波は対象外)
- 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、避難場所への避難がかえって危険となる場合には、近隣の安全な場所へ避難するか建物内のより安全な部屋へ移動してください。
- 上記の避難情報によることなく身の危険を感じたら、迷わず自発的に避難してください。

※1 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令します。必ず発令するものではありません。

※3 気象庁が発表します。



要配慮者を示した防災避難支援マップを作成…長土堀

事例1

1000年に1度の豪雨災害を想定した  
水害ハザードマップを用いた災害図上訓練

- 訓練年月** 令和2年1月
- 実施主体** 長土堀自主防災会
- 対象範囲** 交信会（長土堀1丁目、長町3丁目の各一部を区域とする町会）
- 参加者** 地区の町会長、民生委員、防災士
- 訓練内容** マップに①②③を着色、シールで表示

- ① 地域の地形的な特徴
  - 浸水区域
  - 危険箇所、河川、ため池、駐車場など
  - 避難所、避難場所、3階建て以上のビル
- ② 地域の支援者
  - 地域支援者となり得る住民や学生宅など
- ③ 要配慮者の住まい
  - 要配慮者利用施設（高齢者施設、保育所、病院など）
  - 高齢者、障害のある方、小さい子どもがいる世帯など

- わかったこと**
  - 近隣世帯の家族構成の把握が必要
  - いざという時の支援者が少ない





平成24年から要配慮者を対象とした訓練を開始し、参加率は徐々に高まっており、令和元年には71%の世帯について参加の確認ができています。

**訓練の案内** 名簿登載者のうち、町会加入者は町会関係者から案内  
町会未加入者は民生委員等が自宅まで持参

**訓練当日** ① 訓練参加者は避難済の用紙（下記参照）を自宅前に掲示  
② 民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員が各家庭を回り、  
掲示の有無を確認

※参考 安否確認板のデザイン=自宅前に掲示することで安否確認が効率的に行える



## 他都市の事例1…岡崎市

### 訓練の前に、地域支援者向け実技講習会を開催

町内会で「地域支援者講習会」を実施し、市の保健師を講師に迎え、車いすの使い方や担架の作り方、移動時の注意点、声かけの方法などについて理解を深めた。

事前の心構えができ、訓練に向けて機運が高まった。

### アイマスクを使った避難誘導訓練

町内会で視覚障害者役の高齢者にアイマスクを付けてもらい、支援者が避難誘導を行った。参加者からは視覚障害者の不安や大変さが初めてわかったとの感想があり、理解が深まった。

## 他都市の事例2…高槻市

### 名簿登載者との懇談会（おしゃべり会）を開催

地区福祉委員会から「避難行動要支援者名簿」に登載されている障害のある方とその家族を対象に、懇談会の案内を郵送し、日常生活や困りごと、災害の備えなどについて話し合った。

平成30年度末までに4回開催しており、普段から声をかけ合ったりできる関係づくりにつながっている。

## 他都市の事例3…久留米市

### 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練を開催

平成24年度からモデルの小校区で実施し、全校区に取組を広げている。

訓練には自主防災組織、自治会長、民生委員、消防団等が参加する。

各自治会単位の白地図にフィルムをかけたものを用い、書き込みを行う。

①避難行動要支援者や地域支援者宅へシール貼り、②危険箇所に印を付ける、③避難先に丸印を記入、④避難ルートの記入をそれぞれ行った後、災害時の支援の優先度を自治会単位で話し合った。

地域の情報の「見える化」によって、避難行動要支援者の住まい付近が冠水してしまうことがわかるなど、情報共有が進んでいる。

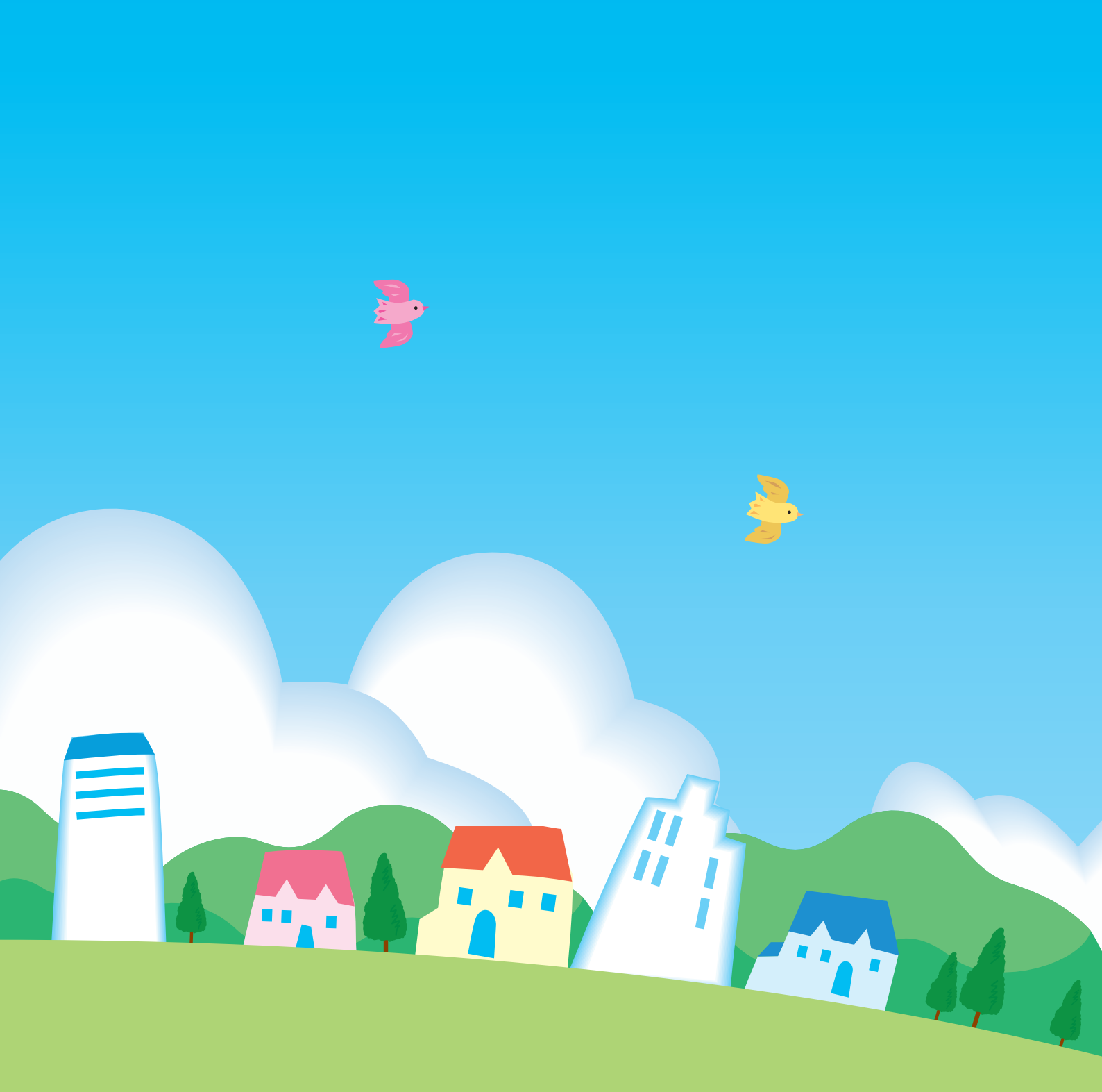
## 他都市の事例4…東京都品川区

### 高層マンションにおける防災研修会を開催

マンションの管理組合、自治会が中心となり、「大震災に対する基本方針」を作成し、全戸配布した。

また、防災研修会を開催し、在宅避難上の課題として、①発災時の物資運搬、②負傷者への対応について協議した。

大震災発生時も在宅避難を継続できるよう、意識を共有するとともに、防災マニュアルの更新を進めている。



## 金沢市福祉局地域長寿課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL : 076-220-2288

FAX : 076-260-7192

e-mail : [tikicyou@city.kanazawa.lg.jp](mailto:tikicyou@city.kanazawa.lg.jp)